

～転出・転入されるみなさまへ～

**和歌山県議会議員和歌山市選挙区補欠選挙
に投票できる場合があります！！**

投票できるのは和歌山市の選挙人名簿に登録されている方です。

和歌山市から転出又は転入される方は、転出・転入の時期によって、投票できる場合がありますので、下の表をご覧ください、お間違えのないようにしてください。

旧住所地（登録されている住所地）での投票の場合、旧住所地に行かなくても、事前に投票用紙を取り寄せるなど所定の手続を取ることで、新住所地で「不在者投票」ができますので、棄権せずに投票しましょう。

なお、旧住所地での投票や新住所地での不在者投票の場合には、**市町村長が発行する証明書(注)の提示等により、引き続き和歌山県内に住所を有することの確認を受ける必要があります。**

(注) 証明書とは、「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」をいい、最寄りの市町村で交付を受けることができます。

ご不明な点がございましたら、最寄りの市町村選挙管理委員会又は県選挙管理委員会におたずねください。

	届出の日	投票場所・選挙権の有無		
		新住所地で 投票できる	旧住所地で 投票できる	投票 できない
<u>県外から 和歌山市への 転入者</u>	R8. 6. 3以前に転入届	○		
	R8. 6. 4以後に転入届			○
<u>県内市町村から 和歌山市への 転入者</u>	R8. 6. 3以前に転入届	○		
	R8. 6. 4以後に転入届			○
<u>和歌山市から 県外への転出者</u>	R8. 9. 4以前に転出			○
	R8. 9. 5以後に転出		○※ 1	○※ 1
<u>和歌山市から 県内市町村への 転出者</u>	R8. 9. 3以前に新住所 地に転入届		○※ 2	○※ 2
	R8. 9. 4以後に新住所 地に転入届		○※ 1 ※ 2	

※ 1 転出前に投票又は期日前投票が可能です、転出後は投票できません。

※ 2 転出後でも和歌山市の選挙人名簿から抹消されておらず、かつ、新住所地の選挙人名簿に登録されていない場合、市町村長が発行する証明書の提示等により、引き続き和歌山県内に住所を有することの確認を受けることで投票可能です。

**和歌山県選挙管理委員会
市町村選挙管理委員会**